



発行 東京都

目 次

44

規 程（下水）

○東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程……………一

○東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……………一

○東京都下水道局公印規程の一部を改正する規程……………一

○東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………一

○東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程……………一

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………一

○東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二に見出しとして「（名札の着用）」を付し、同条中「職員カード」を「名札」に改める。

第六十四条の四を第六十四条の五とし、第六十四条の三の次に次の二条を加える。  
(カスタマー・ハラスメントの禁止)

第六十四条の四 職員は、職務の執行に当たり、就業者（東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（令和六年東京都条例第百四十号）第二条第二号に規定する就業者をいう。）に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為（同条第四号に規定する著しい迷惑行為をいう。）であつて、就業環境を害するものを行つてはならない。

号の次に次の二号を加える。

八 局事務事業に係る危機管理に関するること。

東京都下水道局長 佐々木

健

東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都下水道局分課規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部の部総務課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

第三条の表経理部の部会計課の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 資産の総括管理に関すること（帳簿の整備及び会計整理に関するものに限る。）。

九 資産の調査に関すること（帳簿の整備及び会計整理に関するものに限る。）。

第三条の表経理部の部資産運用課の項第一号及び第五号中「こと」の下に「（会計課に属するものを除く。）」を加える。

別表第一総務部の項中「財政調整担当課長」の下に「及び下水道危機管理専門課長」を加える。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都下水道局管理規程第十五号

東京都下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局公印規程の一部を改正する規程

東京都下水道局公印規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「あらかじめ指定し、公印管理者の命を受けて公印に関する事務に従事する」を「自己の指揮監督する職員のうちから指名する」に改め、同条第三項中「に事故がある場合」を「が不在であるとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 主任は、公印管理者の命を受けて公印に関する事務に従事する。

第十一条を次のように改める。

(公印の管理)

第十一条 公印管理者は、公印を常に公印箱に収納することのほか、盜難、紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに、勤務時間外にあつては、金庫等に保管し、施錠しておかなければならない。

第十二条第一項中「起案文書」の下に「(電子決定方式により決定済みの起案文書にあつては、当該起案文書に係る事案の内容を文書総合管理システムを利用して記録した紙のことをいう。以下同じ。)」を、「照合」の下に「(以下「公印照合」という。)」を加え、同条第二項中「照合した」を「公印照合を行つた」に改める。

第十二条の二第二項中「公印刷り込み届」を「公印刷り込み申請書及び必要な事項を記入した第七号様式による公印刷り込み文書等処理簿(以下「公印刷り込み文書等処理簿」という。)」に改め、同条第三項中「第七号様式による公印刷り込み文書処理簿」を「公印刷り込みをした文書等を施錠できる書庫等において適切に管理するとともに、公印刷り込み文書等処理簿」に改め、「公印刷り込みをした文書等の」を削り、同条第

四項中「書き損じ、汚損」を削り、「変更等」を「変更、人事異動、公印の改刻等」に改め、「ときは」の下に「速やかに、書き損じ、汚損又は破損により使用できなくなつたときは使用終了手続時に(公印管理者が求めたとき)にあつては、その発生の都度」を加え、「速やかに」を削り、「回付し」を「引き渡さ」に改め、同条第五項中「回付」を「引渡し」に改める。

第十二条の三第一項中「同項の照合」を「公印照合」に改める。

別記第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

第6号様式 (第12条の2、第12条の3関係)

文書記号・番号	年月日	公印	刷り込み	文書等処理簿
保管責任者 (所属、職、氏名)		事前押印	文書の種類	
公印名		申請書	公印番号	
公印管理者			刷り込み・ 事前押印部数	
保管責任者 所属 職名 氏名				
(公印省略)				
下記のとおり公印を 刷り込み 事前押印	するので申請します。	記		
申請する公印				
公印名		公印番号		
対象文書				
文書の種類	文書の用途			
部数	刷り込み・事前押印部を必要とする理由			
事務処理を 委託する 場合	1 受託者に刷り込みの発注を、 〔行わせる。〕 2 受託者に刷り込み・事前押印の文書を、 〔保管させる。〕 〔該当するもの〕 3 受託者に刷り込み・事前押印の文書を、 〔交付させる。〕 〔該当するもの〕 〔交付させない。〕			
刷り込みの場合の 新規・継続の別	刷り込みの場合の 本文の用刷の色	刷り込みの場合の 公印の色		
備考				
上欄記載の部数が現物と一致していることを確認し、使用終了します。				
(使用終了時・公印管理者処理欄)				
引渡し年月日	引渡し年月日	引渡し部数	公印管理者	引渡し部数
※本部数を公印の使用終了時に繋がる記入				
確認年月日		保管責任者		

第7号様式 (第12条の2、第12条の3関係)

公印	刷り込み	文書等処理簿		
保管責任者 (所属、職、氏名)	文書の種類			
公印名	公印番号			
公印管理者	刷り込み・ 事前押印部数			
(公印省略)				
下記のとおり公印を 刷り込み 事前押印	するので申請します。	記		
申請する公印				
公印名	公印番号			
対象文書				
文書の種類	文書の用途			
部数	刷り込み・事前押印部を必要とする理由			
事務処理を 委託する 場合	1 受託者に刷り込みの発注を、 〔行わせる。〕 2 受託者に刷り込み・事前押印の文書を、 〔保管させる。〕 〔該当するもの〕 3 受託者に刷り込み・事前押印の文書を、 〔交付させる。〕 〔該当するもの〕 〔交付させない。〕			
刷り込みの場合の 新規・継続の別	刷り込みの場合の 本文の用刷の色	刷り込みの場合の 公印の色		
備考				
上欄記載の部数が現物と一致していることを確認し、使用終了します。				
(使用終了時・公印管理者処理欄)				
引渡し年月日	引渡し年月日	引渡し部数	公印管理者	引渡し部数
※本部数を公印の使用終了時に繋がる記入				
確認年月日		保管責任者		

## 附 則

1 この規程は、令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局公印規程別記第六号様式及び第七号様式の規定は、施行日以後に行う同規程第十二条の二第二項(同規程第十二条の三第二項において準用する場合を含む。)の申請について適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。

## ◎東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

## 東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局文書管理規程(平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項及び第三十四条第一項中「付せん又は」を削り、「余白」を「余白等」に改める。

## 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

## ◎東京都下水道局管理規程第十八号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

## 東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「(一連の調達契約に關し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告を当該入札の二十四日前から三十九日前までの間のいずれかの期日までに行うことを示した場合には、当該その後の契約については、その示した期日まで)」を削る。

第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、二十四日前まで)」を削る。

## 附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局契約事務規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

## ◎東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 局長が別に定める登録包括信用購入あつせん業者に支払う旅費に相当する経費

第八十一条第七項第一号中「領収印を徵する」を「領収を確認する」に改め、同項第二号中「領収印を徵した」を「領収を確認した」に改める。

## 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 ○三(五三三二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。) 印刷所 三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一  
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)  
郵便番号 101-0051